

# 神戸市立工業高等専門学校入学者選抜規則

2023年4月1日

規則第146号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第19条に規定する入学者の選抜について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学者の選抜)

第2条 入学者の選抜は、能力及び適性において高等専門学校の教育を受けるにふさわしい資質を有する者を、公正に次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 学力検査による選抜（以下「学力選抜」という。）
- (2) 特色推薦による選抜（以下「特色推薦選抜」という。）
- (3) 推薦による選抜（以下「推薦選抜」という。）

(学力選抜)

第3条 学力選抜は、学力検査の成績及び中学校長、義務教育学校又は中等教育学校長等から提出された調査書の総合判定により行う。

- 2 前項の学力検査は、国立高等専門学校が実施する入学試験において使用される統一問題（国語、数学、英語及び理科に限る。）により行うものとする。

(特色推薦選抜)

第4条 特色推薦選抜は、中学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了見込みの者で、学業及び人物が優秀で、本校への入学意思が強固、かつ志望学科に対して適性、興味及び関心を有する者について行う。

- 2 特色推薦選抜は、中学校長、義務教育学校又は中等教育学校長等から提出された推薦書、調査書及び志願理由書等をもとに面接を行い、面接と調査書等により行う。
- 3 選抜する者の数は、各学科定員の10パーセント程度とする。

(推薦選抜)

第5条 推薦選抜は、中学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了見込みの者で、学業及び人物が優秀で、本校への入学意思が強固、かつ志望学科に対して適性、興味及び関心を有する者について行う。

- 2 推薦選抜は、中学校長、義務教育学校又は中等教育学校長等から提出された推薦書及び調査書をもとに面接を行い、面接と調査書等により行う。
- 3 選抜する者の数は、各学科定員の40パーセント程度とする。

(合格者の決定)

第6条 合格者の決定は、神戸市立工業高等専門学校入試委員会（以下「入試委員会」という。）の委員による合否判定会議に諮り、校長が行う。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。